

## 原著論文

## 社会福祉専門職の援助基盤としての人間観の検討

岡崎 利治

Examination of the human view as an assistance base of social welfare professionals

Toshiharu Okazaki

It pushes in the literature into which the human view of social welfare was summarized, and a main subject considers positioning of the human view as social welfare professionals.

The field of the human science which is not restricted to social welfare has arranged theoretically an individual especially the individual in social-related inside, and existence of an individual in the inside of a relation with the society after becoming democratic society from the society of feudalism further. That is, it is how to understand that individual difference is in how with society to be concerned in the relation between an individual and society. The thought of social welfare just has "the deep feeling of social solidarity" of the human being as relative existence in the bottom, and when considering the thought of social welfare, it can check the importance of a social viewpoint.

The viewpoint of social welfare must stand on the viewpoint of the "whole" called the not "individual happiness" but "social happiness" the "greatest happiness of the greatest number." There is reality "which cannot live together", therefore various social welfare problems and a life problem have arisen. The pursuit about a "happy theory" can be referred to as inescapable in social welfare professionals. I think that the originality of the human view of social welfare assistance is there.

## 1. はじめに

現在の日本の社会福祉において、ノーマリゼーション原理は、その歴史的経緯、具体的施策としての制度の創設、実践への活用など社会福祉の基本理念として浸透していることを確認できる。しかし、その理念が一般社会に浸透しているのかという疑問がある。なぜならば、「ノーマリゼーション」や「バリアフリー」などのスローガンを社会福祉関係ではよく見聞きするが、私たちの実際の生活において大きな変化があったということを実感することは少ない。その疑問の答えの仮説として、ノーマリゼーション原理の根本であるところの「人間」への視点が欠落したまま、物的、制度的な「もの」として、ノーマリゼーション原理が一方的に導入されたからではないだろうか。つまり、日本においての「ノーマリゼーション」は、私たちによって発せられた生きた言葉ではないのである。そのため、実際に社会福祉援助に関わっている者、しかもその一部にのみ理解されているに留まっているのではないだろうか。中園康夫も述べていたが、

教育の重要性を改めて考えさせられる。筆者も中園と出会うまでは社会福祉とは「弱者を助ける」という父権主義的な考え方で、「共に歩む」という発想そのものがなかったと記憶している。つまり、社会福祉の援助対象になる人たちは、「弱い者」だから「助けてあげなければならない」「優しくしてあげなければならない」という様に、彼等を特別な存在として視る人間観が学校教育を含む日常生活の中で身につけていたのかもしれない。日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領のなかに「すべてかけがえのない人間」という表現がある。こうした表現がされていながら、なぜ一般社会の人間観として浸透していかないのだろうか。社会福祉専門職としての役割とは一体何であるのか、社会福祉援助には、直接援助と間接援助とがあるが、特に間接援助の重要性を考えさせられる。そうすると、「社会福祉とは何か」という根元にも立ち戻ってしまうのである。社会福祉とは、より良い生活の実現のために具体的な実践に取り組むことであり、「より良い」という抽象的な概念に向けての、価値が問われているのである。本論では、そうした社会福祉の人間観についてまとめられた文献をとおして、社会福祉専門職としての人間観の位置づけについて検討する。

## II. 「個人」の検討

社会福祉に限らない人間科学の分野は、個人、特に社会関係の中での個人、更には封建主義の社会から民主主義の社会になってからの社会との関係の中で個人の存在というものを理論的に整理してきたであろうか。同じように「個人」という表現を用いながら、社会体制との関係によって変化する個人というものの定義は今日においても完成したものは出来上がっていないといえるかもしれない。社会福祉を考えると、その個人や公共の福祉に対する社会的役割や責任、同時に社会に対する個人に保障されている権利の請求権などには、民主社会の特性によって新たに構築された理念がある。そのために、社会との関係によって生じる人権保障に始まる幸福追求の主体としての個人については理論的な明確化が必要であろう。ここでは、「社会体制等との関係から個人を見ることは別の機会に残すこととし、何物にも依存せず、支配もされない『絶対的存在』としての個人」というものと、「一般的社会関係等、関係の中において初めて個人としての存在が維持でき、確認できるとする『相対的存在』としての個人」というものを考えてみたい。

### 1. 絶対的存在としての個人

「絶対的存在」とは、「いかなる理由を以っても外部から否定できない存在」であるといえる。近代の社会福祉関係における個人の存在は、個としての独立性、独自性、尊厳性を持った「絶対的存在としての人間」として考えるべきである。それは世界人権宣言が謳う「人間の尊厳」のようなものといえる。絶対的存在としての個人を現実社会の中で考えるとき、社会はその個人をどのように受け止めているのであろうか。個人の社会的存在、或いは関係の意味を問うとき、産業社会特有の価値観が成立する以前から社会的・個人的「有用性」という概念を用いることがある。現在の民主社会での社会形成は、個人の能力を超えた能力を協働によって生み出すことを期待した結果といえよう。つまり、個人の能力だけでは満たし得ない福祉を、社会を形成することによって、社会の力で満たし、高めようとした、ということであろう。そのような社会関係下では、一般的には社会形成・維持上の能力が高い人々、何かにつけて有用な能力を持った人々ほど関係の中で優位に立ち得、社会的、個人的生活にとって有用な能力を持つ人々ほどその存在は確実なものとなるであろうことが理解される。その逆に、社会生活上の能力の低い人々、或いは社会的に負担となる人々は社会から軽視されたり疎んじられたりしやすいであろう。この有用性の概念は、「利益追求を目的とした効率性の

追求を至上価値とする産業社会型の社会で表面化する社会的価値観であり、発展志向を持つ物質文明の中心的価値観ともいえる。」その自然科学的思考方法の中心となっているのは、個々の事実集約などから、その事実内に存在する原理・法則を導き出そうとする帰納法的思考法であり、そこでは前提の持つ縛りから解放されて、新たな思考の展開、広がりや充実が期待でき、その帰納法的思考の帰結として見出された真理が新たな価値ともなり、新たな時代の動きを作り始めたといえよう。その結果、現象で人を評価する面が強まり、「有用性」の有無が一つの価値基準となってきたとされる。そして、産業社会での「有用性」の低さゆえに、その存在まで軽んじられる人々が出てきた。そこで、産業社会の理論で切られた人々の存在をどのように位置付けるかは、ある意味で社会的存在としての人間の本質に関わる問題であったと考えられる。現代の社会福祉の考える健全な社会では、総ての人間の存在を絶対的な存在としてその総てを肯定するところに、人間としての本質的な得性を認めることができると考えられる。そのような意味において、社会福祉は人間を人間たらしめている本質的な役割と機能を持つものではないかと考えられる。つまり、社会福祉は、社会との対比から人間の存在を問うのではなく、それらの付帯条件の総てを捨ててもなおかつ肯定的に人間の存在を認める理論を持たなければならない。

さて、社会福祉のように、生活している人々に直接関わる分野では、政治体制によって援助関係の内容も大きく異なってきた。その体制の背景にその時の社会が持っていた思想が深く関わっていることは明らかであった。例えば、イギリス救貧法の頃の生活困難者観に、生活困難の原因をひたすら「生活困難者の怠惰」に帰した思想があった。その限りでは、生活困難者に対する社会的援助の思想は生じようがなかった。現代においては、生活困難の原因のいくつかに個人の能力を超えた社会的責任を認めることによって、社会が社会的援助をその役割、責任としている。このような生活困難者観の変化は、科学的な思考としての合理的な思考、新たな思想を構築する根拠としての事実を科学的調査によって得たことが大きい。しかし、科学的思考から得た理論を支持する思想、更には社会的諸条件の変化に関連した新たな人間観は社会福祉そのものを大きく動かしてきたことは事実であると理解されている。ところで、社会福祉の理論にはその原点に「生きること」への援助がある。即ち、生きること、生活することへの援助は人が人であることを全うすることであり、そこでは身体的なことと全く同等に精神的なことへの援助が必要と考えるべきであろう。更に、

状況によっては身体的な援助を超えた精神的な援助が必要なこともあり、援助は必ずしも身体的援助から始まるとは限らないということである。

社会福祉の場での社会福祉援助の理論的根拠の一つに、J. ロックの思想である「民主社会での社会的合意」があり、それが援助内容や援助水準に大きな影響を与えたといえるが、その内容は、「自然な姿での生活も、個人が同意する契約によって関係する共同社会を作ることによって自己の制約を受け入れ、新たな個人の生活を展開するとした。即ち、個人の所属する社会は個人が同意する契約を持った社会に限られるということ」であり、これは人々の主体性を明確に認める民主社会の根本的理念として社会に大きな影響を与え、社会福祉の社会的責任の理論的背景に影響を残し続けている思想である。他方、J. J. ルソーは、社会的制約に心情的抵抗を持ちながらも、人の生活において社会関係、人間関係の重要性を強調している。社会福祉の援助関係が、援助を必要としている人にとってだけでなく、援助ができる立場にある人にとってもいかに大きな意味をもっているか、理解できる。また、J. S. ミルは、ベンサムの「最大多数の最大幸福」の原理を発展させ、利己的個人のうちに、利他的行動が起こる心理的可能性を示そうとし、「人々が協力している限り、彼らの目的は他人の目的と一致する。そこには、一時的にせよ、他人の利益は自分の利益だという感情がある。社会連帯が進み、社会が健全に成長すれば、だれもが他人の福祉に強い個人的関心を事実抱くようになるばかりか、だれもが自分の感情と他人の善をますます同一視するようになる。だれもがまるで本能的に、自分は当然他人に配慮する存在だと考えるようになる」と述べた。この思想の社会福祉にとって重要な意味は、社会関係においても個人の主体性を強く認めようとしていることに得られるであろう。特に背景に社会的価値観を持って行う社会的援助の場合は、ややもすれば「他の人々がよいと思う生き方を彼に強いる」ことになりやすい。そのことが援助を必要とする人の自己決定、主体性を損なうという理解はなされているであろうが、援助関係の現場においては、その理解を更に人間存在の本質に関わることとして、実践の中に明確に反映させなければならない。そのためにも、明確な人間観を持つことは重要な価値を持つと考えられる。

## 2. 相対的存在としての個人

アリストテレスは、「人間は社会的動物である」という意味の表現をしたとされている。それは「人間の生活は『善きもの』を追求しており、『人間的善』が政治の究極目的とすること」からいわれている。人間は社会、

他者などの外部との関わりにおいて自己存在を確認して表現し、形成する存在である。人間は社会との関わりを抜きにその存在を維持することは極めて難しい生命体ともいえ、仮に社会関係を持たなくても個としての生命体は維持できても、その存在を以て人間らしい存在ということが出来るか疑問である。一つの前提として共通理解しておかなければならないことは、個人と社会との相互的關係は貨幣の表裏のような関係であり、同時に両者の独自の健全性の形成、維持についても全く対等な関係にあるものといわなければならない、ということである。ただ、個人と社会が対等な相互関係を維持し得るとしたとき、社会に対する個人の役割をどのように位置付けるかということを考えておかなければならない。即ち、社会との関わり方に個人差があることを個人と社会の関係の中でどのように理解するかである。

さて、現代社会の基本的価値の一つとして「有用性」があり、その下位概念としての貢献度というものがある。そこで社会に対する「貢献度」という表現が許されると、その貢献の程度に価値評価をつけることにより、評価の高低が人間の存在の高低になりはしないかという問題が予想される。反対に、貢献というものの差を無視するとすれば、高い貢献度をもつということによって自己形成、自己表現、自己主張しようとする社会活動に対する意欲というものが低下するのではないかという懸念がある。社会からの評価の高い人、役割期待の高い人ほど社会の中での存在性は高められ、社会適応もしやすく、社会の中で自由な活動も許されやすい。現実において社会からの評価、期待というものは社会関係において否定することは出来ないであろう。そこで低い評価、低い期待しかされない人の社会関係は社会生活において制約されることになり易いという相対的な理解は必然といえる。このように考えたとき、一般的な人間の生活は社会との関係によって大きく左右されると考えられるため、社会への「貢献度」の程度が大きな意味を持つと考えざるを得ない。そのようなとき障害などのハンディキャップを持つ人達はそのハンディキャップをどのように考えれば良いのであろうか。

社会的存在としての人間は、「社会関係での反応や行動のある程度の一貫性を以て個人の独自性が認められ、その一貫性維持の基本要素は『人格 personality』とされている。その人格は社会関係によって形成されると同時に、社会に対して働き掛けて社会を形成、維持するもの」である。つまり、人間の行動は外部、即ち社会との関わりを抜きにしては考えられないことを意味している。人間が存在するという事は、生きるということであり、

生きるということは行動するということであるといえる。

人間、或いは個人と社会の関係について、D. ヒュームは、「共感の本性と力を改めて考察することから始めても良からう。そもそも、すべての人の心はその感じや作用において相似している。どんな人も、他のすべての人々が多少とも感じるのではないような感情によって心を動かされることはあり得ないのである。等しい強さに張られた弦で一本の弦の振動が残りの弦に伝わるように、すべての感情はたやすく一人の人から他の人へと移り、すべての人間に対応する動きを生む。…共感が人間性のうちにあるきわめて強力な原理であることを私たちは確信している。また、道徳的な判断を行うときだけでなく、外的事物を見るときにも、美の感覚の共感が大きな影響を及ぼすことも確信している。他の原理が何もいっしょに働かなくて共感だけが作用するときでも、正義や忠節、貞淑、身だしなみ、といった場合のように、この上なく強い是認の心情を感じさせることを私たちは知っている。また、共感が作用するのに必要なすべての事情が、ほとんどの徳にみいだされると言っても良からう。徳は大部分が社会の善への傾向、または徳を備えている人の善への傾向を持っているのである」と述べ、特に共感という概念に対するこだわりは、人間の相対性を根底に持つ社会性へのこだわりとも理解できる。また、A. コントは、「人類の社会性は、本質上、自然発生的なものである。それは、あらゆる個人的な打算とは関係なく、共同生活を本能的に求めるがゆえにそうなのであり、しばしば非常に強力な個人的利益に反してすらそうなのである」「人間の社会的発展は、現実には生物進化全般の最終項にはかならない。…人間の進歩は、動物進化の普遍的系列の一部をなし、その最高の段階を実現する。人間の社会的進歩を全般的に分析してみれば極めて明白なように、人間性の根本的諸傾向は必然的に不変であるけれど、そのうち最も高級な傾向は常に相対的発達の状態にあり、この発達によって、これら諸傾向は、次第に人間生活の支配的潜勢力を獲得しようとしている」と述べ、人間が本質的に社会的連帯という深い感情を持った社会的動物であり、その社会性、社会関係の中に個人の幸福の主要な源泉があるとしている。社会福祉の思想はまさに相対的存在としての人間の「社会的連帯という深い感情」が根底にあり、社会福祉の思想を考えると、社会的視点の重要さが確認できる。さらに、トーマス・H. グリーンは、「人格への尊敬を社会制度の基本におき、制度を人格という最高目的への手段」としてみる考え方で、『制度』は、理性と意思とが具体化された客観的形式であり、しかも、諸制度は、理性および意志の発展に

よってよりよき形式へと改善されるものとしている。さらに、法や制度が目的とするものは、「共同善」であり、これを実現する主体は、法や制度の源泉であるところの理性的意志の主体としての個人（社会の成員としての個人）であるとしている。グリーンは、「個人の自己実現は個人の幸福であると同時に他人の幸福であるとし、他人の幸福の促進のために社会は関与する義務さえある」とし、社会に対してある種の管理干渉的危険性のある父権主義的役割を認めているが、彼が考えている干渉は、生存権の基本権の保障に限定されるといえるだろう。しかし、社会的援助を、政策、法律、制度などに主体を置いて考えようとするとき、「幸福にしてやる」という思い上がりによって政治を行うことを根拠づける理論として利用できるかもしれないという危惧を感じざるを得ない。以上の諸理論からも、相対的人間観が社会福祉の基本思想ともなることが理解される。

### III. 「幸福」の検討

社会福祉の中で価値の問題をいかに捉えていくかという課題があるが、ここに社会科学と価値判断の問題が出てくる。トルストイは「学問は無意味である。なぜならそれは、『我々は何をなすべきか、いかに生くべきか』という、我々にとって唯一の重要な問題に答ええない」と述べている。客観的な事実の確定のみを行い、「いかに生きるか」に答ええない、つまり価値を入れない学問がいかに無意味であるかと言っている言葉である。社会福祉は、単に物事を客観的に観察、分析、調査するに留まらず、「働きかける」という、社会福祉実践への支援という使命を持っている。実践のない社会福祉は有り得ない。そして、価値のない実践は有り得ないのである。たしかに「事実の客観化認識」ということは、学問の一つの使命である。経験的事実の確定を行い、そして、その事実を明確にする。しかし、同時にそれを基にしてどのように働きかけていくかは、社会福祉専門職の主体的な価値判断である。つまり、実践の中で評価的な態度決定をしなければならないということである。価値との関わりが深い社会福祉援助における視点とは、①あらゆる人間を「すべてかけがえのない存在」として尊重するという立場、②人間を人格を持った社会的存在として全人的に捉えるという視点、③社会福祉の利用者の主体性を尊重し、最大限の自己決定を尊重する視点、④人と環境との相互作用の間に生じる社会的障害（生活障害）を中心的課題とし、その社会的不利の改善を図る点、⑤社会福祉利用者と、社会福祉専門職と、社会の変革を通して、社会福祉利用者の問題解決を援助する点である。

アリストテレスは、「幸福」は人生の究極の目的であり、「われわれが幸福を望むのは常に幸福それゆえであって決してそれ以外のもののゆえでない」としている。ではいったい幸福とは何か。幸福には、物質的、精神的、身体的、社会的といろいろの条件がある。①物質的条件の中で最も重要なものは、最低生活保障である。しかし、日本国憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」の中に、なぜ「最低」という「劣等処遇の原則」を反映したかのような文言があるのかが問われる。なぜ「国連子どもの権利条約」のように児童の「最善の利益」といった積極的な表現でなかったのであろうか。②身体的な条件は、個人の行動や労働の基本的な条件として吟味されなければならない。社会において差別的に扱われたいとするノーマリゼーションの思想と、具体的なバリアフリーの世界が要求される。差別を克服するための、建物・交通・制度・文化・意識の 5 つにおけるバリアフリーの具体的な実現方法の検討が急がれる。③精神的な条件の最大のものは、人間が他の人や社会から必要とされることが重要であるという点である。④社会的な条件として重要なのは、何人も人として尊ばれること、逆にいえば差別・軽視されないという住民意識と文化の醸成・育成である。では、幸福の重要な要素はいったい何であるか。例えば、健康、愛情、権利、金、価値観、生活習慣、人間関係などである。その中で特に重要なもの、それがあれば他のものにわずかな不足があろうともそれに頼ることによって、ほとんど 100 パーセント幸福だと感じることのできるものは、例えば、愛、生きがい、健康、自由、金、信仰などであろう。しかし幸福はさらに大変難しい問題を含んでいる。それは、①「逆説の幸福」といわれるものである。これは、「大きな事を為し遂げる為に力を与えてほしいと神に求めたのに、謙遜をまなぶようにと、弱さを授かった。偉大なことが出来るように、健康を求めたのに、より良きことをするようにと、病気を賜った。しあわせになろうとして、富を求めたのに、賢明であるようにと、貧困を授かった。求めた物は一つとして与えられなかったが、願いは全て聞き届けられた。神の意にそわぬ者であるのにも関わらず、心の中に言い表せない祈りは全てかなえられた。私はもっとも豊かに祝福されたのだ」。この言葉はいったい何であるか。これが単なる主観という方向に行ってしまうと、主観的幸福の中で自分が自己満足してしまうことになり、その手助けを宗教がやっている、といわれることになる。②「因果関係の複雑さ」ということである。これは原因と結果が次々と展開されて、幸福が不幸を生みだし、不幸が幸福を呼ぶという複雑さのことであり、「人間万事塞翁が

馬」の諺のとおりである。③「充足」の状況である。ラッセルは、「幸福の重要な要素は、何か欠けているということなのだ。人間、充足してしまえば、幸福でなくなる」というのである。人間には何かを求めていこうとする意欲が必要なのである。パスカルも、「人間が幸福になるためには多少の不幸が必要である」と同じようなことをいう。ここに、社会福祉の実践の中で、私たちはどのように援助すべきかのヒントがあるといえよう。つまり、すべてを援助するのではなくて、本人の意欲と自立を引き出す援助が重要なのである。④「比較」の問題である。これは、ついでの人と比較して、自分が幸福であるか不幸であるかと見てしまうのが人間の心情というものである。こうした気持ちは誰しも持ちがちなものである。しかし「幸福は比較を越えたもの」であり、「他人と比較してものを考える習慣は、致命的な習慣である」とラッセルはいう。

先述したように「幸福論」には諸説あるが、人間の幸福に関する普遍的な共通点はあるのだろうか。それらは、①「幸福とは良いことである。求めるべきものである」という点、②「幸福は努力によって得られる」ということであり、それは求めなければ得られないものであるという点、③「すべてが満たされていることが幸福というわけではない」という点、自分の人生に望ましい、または欠けている何かを求めようとする「意欲」こそが、人の心を奮い立たせ、そこに充実感をもたらすということ、④「幸福の要素には、外的条件と内的条件がある」という点、しかし社会福祉の視点からは、外的条件としての社会システム・制度や環境と、内的条件としての本人の心理・性格・気持ちの持ち方の、双方を重視して考察しなければならない。つまり、本人の主観的幸福、心理的な幸福だけに留まらず、社会生活上の基本的ニーズの充足、その根底にある生活保障という課題に見られる外的条件を満たしたうえで、本人の人生上の自己決定や自己判断、自己責任が生じるのである。⑤「他人の幸福を願う行為には、往々にしてカゲリがある」という点、「救世主（メサイア）コンプレックス（他人に関わり、援助していこうとする人の内面には、人を助けることによって自分の内にあるコンプレックスを覆い隠そうとしたり、密やかな優越感を感じて自らの慰めとするという心理が働くということの意味する）」という用語があり、社会福祉の関係者が「相手を援助するように見せかけながら実は傷つけている」という状況は多くあるのだということ、を、「カゲリ」という形で考えている。

かくして、「幸福」を社会福祉の方に引きつけて検討することが課題となってきた。幸福を単に主観的幸福と

して個人の内面に閉じ込めてしまうのではなく、幸福の基盤となる社会的背景を考察することが、社会福祉としてはまず必要となる。思い込みの「主観的」な判断や自己決定と、あることを経験し、ある状況を経験した後の「主体的」なそれらとは異なるのである。自己決定の重要な基盤は「選択肢がある」ということである。そのための条件整備がなされていることが大切である。ところでその「主観」と「主体」を分ける基準は何であろうか。そこに「社会生活上の基本的ニーズの充足」という指標が私たちに与えられているのである。それが「生活の質(QOL)」である。QOLの「L」の三層構造である「生命・生活・人生」の中で、「人生」の部分がいま一番欠けているだろうと思われる。例えば、社会福祉施設においては、確かに生命・生活はかなり保障されてきたけれども、施設において本当に自分の自由が保障され、生きる喜びがあり、「生きがい」がありうるかということである。今や「生活の質」の中に「人生」が問われているのである。前述のQOLの指標は制度・政策論の立場からの指標といって良いが、社会福祉援助実践の方からするならば、関わっていく相手に対する「他者への痛覚」という社会福祉専門職にとって一番大切な資質である「感受性」を持っているかということであり、それは他人の不幸を感じることができるという感覚である。その「不幸」とは何であるか。ここに「不幸とは何かを失ったこと」という一つの意味を与えることができる。正常な心身の状況を失った、家族を失った、地域生活の基盤を失った、若さを失った、経済的基盤を失ったなど、何かを失わなければ狭義の社会福祉の対象にはなり得ない。それを不幸というならば、社会福祉専門職は他人の不幸に関わって生活している。そういう中で、社会福祉実践を行っていく時の最高原理が「存在有意観」(秋山智久)である。「存在有意観」とは「存在していることのみ」に意味があるという人間観であり、「富・名誉・地位・権力・能力・偏差値など、何かを持っている(have)人間観ではなく、存在している(be)ことのみ」に意義を見出す人間観なのである(秋山)。

さて、「共に生きる」は今や時代の言葉である。相手に「投げ与える」(to)が不遜なのは言うまでもない。相手の「ために」(for)働くのは何か傲慢である。だから相手と「共に」(with)歩むのだという。さらに相手自身から(from)、相手自らによって(by)、関係が結ばれるのであるという。そこには他人の痛みを自分の痛みとして感じる「他者への痛覚」がある。ただここに難しい問題がある。それは、私たちは本当に「共に生きる」ことができるのであろうかという問題である。そこには、

本来「共に」あり得ないエゴイスティックな存在である人間が「共にあることを願って限りなく歩み寄って行こうとする」努力しかあり得ないのではないか。社会福祉援助の実践において、専門職がいったい何を具体的に援助でき、問題解決ができるかは大変難しいことである。実践の中で、その社会福祉援助が終結した段階では専門職の側が成功したと思っていた事例も、数年経ってみると半数以上が失敗に終わっていたということがある。専門職が何を本当に援助できるかは分からない。「私が具体的に何をなし得るか分からない。そして何もできないかもしれない。しかし苦しんでいるあなたと一緒に参りましょう」という姿勢こそが必要なのであろう。

社会福祉の視点は、「最大多数の最大幸福」という「個人幸福」ではなく、「社会幸福」という「全体」の視点に立たなければならない。つまり、「パーセントや量からの視点を重視する思考」ではなく、「少数者や質を重視する思考」に立つのである。人間はどこまで自分を削って、自分の利益やエゴイズムを制限・克服できて、「人」と関わっていくことができるのかという課題である。ラッセルは「人間の本能は、完全に自己中心的なものではない」と述べている。

#### IV. 「共生」の検討

前章でも検討した社会福祉における「共生」とは、自立的個性を尊重した関係の形成であり、単なる調和を越えた積極的な関係を築いていくことであり、次のように整理される。①共生とは基本的に相利共生を意味している。②共生関係は予定調和的なものではない。③共生は相互の自立(自律)と個性を尊重する。④共生は新しい関係論の基盤である。社会福祉における共生の思想を考察する場合、人と人という同種の関係のありようを示しているものであり、生物学的な異種間の共生とは異なる要素をもつであろう。しかし生物学的な共生に学ばなければならない点も多い。したがって共生関係の諸相が人間の生活にとってどのようなことを教えているのか、社会福祉の立場からいかに学ぶかという観点から検討しておく必要がある。「共生」というのは、基本的に異種二者間の関係のありようを説明するために用いられ、考察の対象は「人とモノ」、「人とイキモノ」に大別される。その中で、前者は①人と機械(人工物)と②人と自然(環境)、後者は③人と動植物と④人と人に分類することができる。①人と機械の共生が意味するところは、機械を利用することによって「人が生きる」「生きることができる」ということであり、すなわち、人間の体内に機械を埋め込むことによって、生命を維持する場合と恒久的

または定期的に機械につながれることなくしては生命を維持できない場合である。いわば「機械を生きさせる」ことによって人間は生活することが可能になっている。機械の利用によって自らの生活をより良くしたい、より便利なものにしたいたいということはあっても、共生という思い、それを実感するには至らないであろう。②「人と自然(環境)」の共生は、エコロジー、ことに自然保護の観点から取り上げられるようになった。人間は生物の中でも他の動植物とは異なるけれども、自然の中にあるものであり、自然を自由にすることは許されていない。自然を対象物として人の利益のみを考えて、その征服や改造を図ることは、結局は人間に災害をもたらしたり、また後の世代につけを回すことになるのである。人間は自然を搾取するのではなく、その中で生活しているものとして、自らの自然環境に対してどのような「利益」を提供するのかを考えなければならない。以上のように「人とモノ」の共生についてとらえれば、ここでは人が中心であって、人が利益を得るための機械の開発であり、自然の利用であった。「共生」を図るとすれば、その思想は人の利用対象としての機械や自然ではなく、それらとの関係についての発想の転換、価値観の転換を図ることである。ことに人は自然環境の中であって、それを生活の場として生き、生かされているのである。③日本の民話や伝説には、自然を大切にすること、また動植物との「共生」の大切さを教えているものが多い。そのことによって人間が人間らしく生きることができるとを説いている。しかし近代の巨大技術は動植物の「生」をふみにじり、その犠牲のうえに豊かな生活を築いている。人間は自らが生きるための食糧として動植物を改良し、家畜化した。しかしこれは人間が生きるものを支配し得るといふ驕りではなく、人間がそのことによって「生かされている」という謙虚さ、倫理性をもつことが必要であろう。そのことによって、ともに生あるものとして、人と動植物という異種間の共生は可能性をもつことになるであろう。④以上の共生の諸相は人間のありようを考える意味において重要であるが、より直接的には「人と人」の共生について考える必要がある。「人と人」の共生を考える背景には、差別するものとされるものが存在する。その差別には、民族差別、障害者差別、部落差別、性差別などがある。差別問題を考える上で「ノーマライゼーション」は共通した重要な理念だといえる。差別問題の解消には「同化」と「共生」の二つの原理がある。「同化」は、社会成員すべてに画一された「標準」を受け入れさせ、同質性を達成することによって平等の関係を実現しようとする。しかしこの場合、個々人の差異が否定され、

同化になじまないものは必然的に分離、排除の対象となる。それに対して共生は、社会成員相互間の差異を認め、それぞれが自立しつつ、異質との共存をはかる。そして被差別集団のもつ固有の文化は、その独自性の故に尊厳の対象となる。以上に共生関係の諸相について検討した。しかし①②③は「共生」とはいうものの、人間が主体となって相手を人間の生活のために利用するという意味での「共生」であり、そのためのテクノロジー、エコロジーそしてドメスティケーション(家畜化・栽培化)であった。共生の思想というのは、人間の生命のみを特別視するのではなく、他の生命を軽んじるのではなく、むしろ他の生命によって生かされていると思うライフスタイルのことをいう。

社会福祉において「共生」が課題になった契機としては、1970年代後半になってわが国に「ノーマライゼーション」の理念が紹介されたこと、そしてそれを促進するような形で国連によって「国際障害者年」(1981年)が制定されたことである。前者は、障害をもっている人もそうでない人も、高齢の人も若い人も、いろいろな人々がともに地域社会で生活することがノーマルな社会である、そういう社会を形成していかなければならないとされ、その理念が啓発された。国際障害者年行動計画では障害の意味として、「身体的・精神的不全」「能力不全」そして「社会的不利」の間には区別がある事実を認識すべきことと強調した。いろいろな人たちが地域でともに生きるための理念として「共生」が課題とされるようになったといえる。「共生できない」現実があるゆえに、いろいろな社会福祉問題、生活問題が生じているのである。したがって社会福祉において「共生の実現」をいう場合、美しい理念としてだけではなく、現実の厳しさ、実現の難しさをもっていることを念頭におかなければならないであろう。社会福祉において共生が課題となる背景には、社会福祉の対象となる人たちが差別・排除を受けるゆえに、社会的に不利な状態に置かれているという認識がある。したがって従来は人権という観点から「権利保障」が課題とされてきたが、ここではそれを包括する「差別をなくす」という観点から検討されなければならない。

差別にはその複数性によって①単相差別、②重層差別、③複合差別に分けられる。現実には複数の差別のあいだの関係を扱わなければならないことになり、理論的に①優位集団(majority)と社会的弱者集団(minority)との関係(いわゆる差別)、②社会的弱者集団間の関係(相互作用)、③社会的弱者集団内の関係(重層差別・複合差別)、④社会的弱者集団に属する個人のアイデンテ

ィティ複合内部の関係(葛藤)である。社会福祉において「共生」を考えることがどのような意義をもっているのであろうか。社会福祉は人と環境との相互作用における生活問題を明確にし、その解決を援助するために介入する。したがって生活問題の発生、また援助において共生を考えることは、それぞれの側面にかかわる二つの重要な点を示している。一つは、共生が必要な背景として、その反対の状況である差別・排除の問題であり、もう一つは、援助にとって必要となる共同である。したがって、「反差別」と「共同の形成」が課題となる。「おたがいの違いを認めあつたうえで、差別なく、共に生きていくこと」を「共生原理」とすると、障害者差別をなくしていく上での重要な概念は必ずしも定着していない。今日では障害者福祉の鍵概念として「ノーマリゼーション」をよく用いているが、理念が上滑りをしている感が否めず、反差別の熱意が顕在化していない。われわれが生きている社会的場面においては、「差別」と「共生」の境界は微妙であり、おたがいに浸透しあっているところがある。共生論は反差別、反抑圧の運動や排除の反省から提起されてきたことを思えば、「共生」が美化されてひとり歩きすることについては警戒しなければならない。美しいイメージとして、差別を覆い隠し、その焦点をぼかしてしまう危険性がある。反差別への努力とそれへの関わり、自らも持っている差別の体質・構造の自覚と反省を常に怠ってはならない。

反差別という価値的命題を具体的に推進する方法として、「自立」や「公正」「平等」の原理などを社会的に弱い立場の個人が獲得するためには、何らかの「共同」や「共同体」が不可欠となる。「共同」には、価値や規範や目標になんらかの共有が当事者にあることが含まれているのに対して、「共生」では異質であることがむしろ議論の前提になっており、価値・規範・目標の違いにもかかわらず、ともに生きていく、この違いのゆえにいっそうお互いを『生かし合う』ことができる関係なのだと考えられている。したがって、特に社会的弱者が強者と『共生』関係を実現しようとする場合、弱者の『共同』や『共同体』による対抗力が不可欠であることを認識すべきである。さもなければ『共生』理念は、抑圧や支配の関係を隠蔽するイデオロギーになりかねないであろう。「『共生』と『共同』は少なくとも現代の人間社会に関しては、相互補完的な理念といえる。共同の関係が同質化を強要するように矮小化していく場合には、『共生』はむしろ積極的な対抗理念となり、他方、『共生』が赤裸々な『生存競争』を隠蔽するものになるのに対しては、『共同』が対抗理念となるという仕方、相互に補完しあう必要

がある。」「共生」は予定調和的に自然にできるものではない。したがって反差別と共同行動によって形成していかなければならない。「共同」理念は全体主義的で、「共生」理念は個人主義的だという双方を重視する「共生・共同の理念」が重要であろう。

## V. まとめ

社会福祉における人間観を検討する際、社会福祉が資本主義の基に発展した概念であることを第一位に捉えなければならない。しかし、その根本となった価値的背景なり、思想的背景をも見通した上で考察することが求められている。社会福祉の命題は広義において「全ての人のよりよい幸せの希求」である。「幸福論」についての探求は社会福祉専門職において不可避であるといえる。人間にとっての普遍的な「幸福」とは何であるか、そもそも普遍的な「幸福」はあり得るのだろうか。「幸福」には、身体的、精神的、社会的、経済的などあらゆる側面が存在している。何かを満たせば、何か欠ける。一部でも欠けているところがあれば、不幸なのであろうか。幸せを求める姿勢にこそ、幸福は在るのだといえよう。「人の幸せの探求」に携わる社会福祉専門職に求められる援助への姿勢がここにも問われている。それは、社会福祉専門職の自己犠牲の上に利用者の幸福はあるのか、という視点である。社会福祉専門職は利用者の幸福を希求しつつ、自らのアイデンティティも保持しなければならない。そこに「共生」の概念はある。「共に歩むこと」「共にあること」が必要とされているのである。そこに社会福祉援助の人間観の独自性があると考えられる。

それらの人間観を基礎にして専門職の活動を規定するものが「倫理」であり、専門職団体は各々、専門職が専門職として遵守すべき倫理を規定している。社会福祉分野においても倫理綱領がある。倫理綱領は、専門家にとって強制力をもつ指針であるといえる。強制力をもつモノ(ここでは、倫理綱領を指す)は否定的意味での「疎外」(自らが作り上げたルールに支配されること)を生みだし人間自らを縛るという批判的側面もあるが、倫理綱領が社会福祉専門職の援助活動にとって有効な示唆を与えることも事実である。なぜなら、社会福祉援助は、ある利用者に対して「個別性」を尊重しながらも「社会」(ここでは、私たちが生活している地域社会を指す)に対する視点も持ち合わせるという二面性を要し、社会福祉専門職は「個人の利益」と「社会の枠組み」との両面で活動することが求められるため、共通の規範をもつことは有効と判断されるからである。

それを明らかにするためには、社会福祉援助における



人間観の基準がどこにあるかを検討することである。それは、人間観の基準として相対主義と絶対主義のどちらに基準を置くかということである。相対主義は生活に対して寛容な価値基準を有するが、絶対主義は物事には普遍の原則が存在するという立場をとる。社会福祉援助においても宗教の教理における信念と一致する援助基盤を有する時代から宗教に対する懐疑が広がる時代を経て、現代は、複雑な倫理上のディレンマに直面している個人にとって明確な道徳的指針としての役割を倫理基準に求めている。エメットは、「私たちの困難の一部は、道徳基準は個人的、主観的、情緒的であるという考えの流布にある。そして、どんな知性が入ってくるかが問題ではなく、どんな理由が良い理由であるかも問題ではないかという考えが、他者に与えられ伝えられるという点にある」と社会福祉援助の倫理に関して述べ、社会福祉援助に絶対的な倫理基準を設けることは困難であるとも考えることもできるが、相対的な倫理基準では専門職として援助に携わるためには不十分であるというディレンマが存在していることを表している。つまり、社会福祉専門職自身も「個人」と「社会」の両面で生きていく中で、社

会福祉専門職としての一定の人間観を涵養する材料として倫理綱領のような指針を必要とするのであろう。さらに、定められた倫理綱領などに盲目的に従うのみでなく、多角的な方法により人間観を涵養し、逆に倫理綱領の内容を検討していくような姿勢こそ求められるのであろう。

## 参考文献

- 1) 栗村典男：援助関係の原点 I—社会福祉哲学への試み—, 初版, 日本図書刊行会, 東京, 2001 年
- 2) コンサイス 20 世紀思想事典〈第 2 版〉, (木田元, 栗原彬, 野家啓一他編), 初版, 三省堂, 東京, 1997 年
- 3) 嶋田啓一郎, 秋山智久, 高田真治編著：社会福祉の思想と人間観, 初版, ミネルヴァ書房, 京都, 1999 年
- 4) フレデリック・G・リーマー著, 秋山智久監訳：ソーシャルワークの価値と倫理, 初版, 中央法規出版, 東京, 2001 年